

<治療開始日が令和8年8月1日以降の方>

令和8年度版（申請する治療の終了日が令和8年4月1日以降の方が対象）

鳥取県不妊治療費助成金のお知らせ



鳥取県では、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、体外受精及び顕微授精（以下、生殖補助医療という）のうち、保険適用外となる治療に要した費用の一部を助成します。

なお、この助成金は、治療方法等により、受けられる助成が変わりますので、このお知らせをよくお読みいただき、ご不明な点等ございましたら、お早めにお問い合わせください。

対象者

次の①から④のすべてに該当する方とします。

- ① 申請時点で、夫婦のどちらか又は両方が、鳥取県内に住民票をお持ちの方。
- ② 治療開始時に法律上の婚姻をしている夫婦、又は事実婚関係にある夫婦の方
- ③ 生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断された方。
（※対象となる治療の範囲は、P3【助成対象範囲】参照）
- ④ 令和4年度以降（令和4年4月1日～）に治療が開始され、令和8年4月1日～令和9年3月31日までに治療を終了された方。

助成対象治療と助成金額・助成回数

実施された治療に応じ、治療に要した経費を助成します。

① 保険診療で実施された生殖補助医療と組み合わせられて実施された先進医療への助成

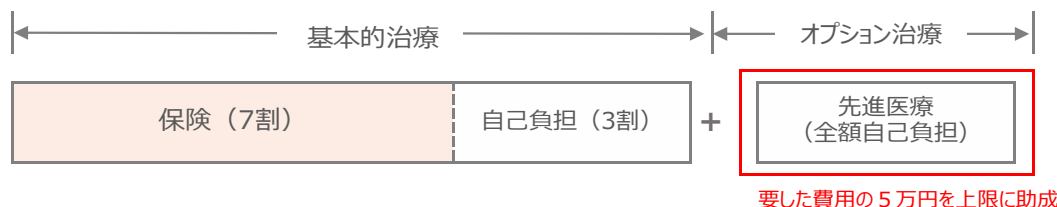
令和4年4月1日以降に開始される治療より、基本的な治療は全て保険適用されることとなりましたが、治療内容により、保険が適用されないものがあります。

〈不妊治療の保険適用の要件〉

年齢…治療開始時の女性の年齢が43歳未満であること

回数…初回治療開始時点の女性の年齢が40歳未満の場合1子につき6回まで、40歳以上43歳未満の場合1子につき3回まで

●保険適用とならない治療のうち、先進医療と認められたものについては、保険適用による治療と組み合わせて実施することができます。先進医療に係る費用については、全額自己負担となり、その費用に対して助成します。



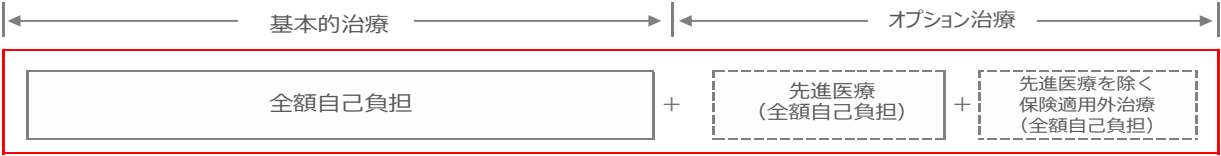
対象となる治療	助成限度額（治療1回につき）	助成回数
保険診療と組み合わせで実施された先進医療 ※4ページの【助成対象範囲】の治療ステージA～Fに該当する治療	50,000円 まで	保険適用の治療回数に準ずる

② 自費診療で実施された生殖補助医療への助成

●保険適用による治療と、保険適用外治療（先進医療を除く）を組み合わせることで実施すること（混合診療）はできません。そのため、治療内容に、保険適用外治療（先進医療を除く）が含まれる場合は、基本的な治療も含め、全額自己負担（自費診療）となります。

また、保険適用には回数制限、年齢制限があり、制限を超過する場合の治療は自費診療となります。

県は、全額自己負担となる治療費に対して助成します。



該当のある方

助成内容	助成限度額（治療1回につき）	助成回数
(1)自費診療定額補助 自費診療で実施された生殖補助医療に要した費用への助成	○受精まで行った治療の場合 （4ページ【助成対象範囲】のA、B、D、E） ・・・ 300,000円 ○受精を行っていない治療の場合 （4ページ【助成対象範囲】のC、F） ・・・ 110,000円	治療開始時における妻の年齢にかかわらず1子につき6回まで（※1）
(2)PGT-A (1)と合わせて着床前検査（PGT-A）を実施した費用への助成	○着床前検査（PGT-A）に要した費用 又は15万円のいずれか低い額	（1）の助成回数に準ずる。
(3)自己負担軽減補助 (1)自費診療定額補助、(2)PGT-Aの助成後の自己負担額が、「高額療養費適用区分別ひと月の上限額」を上回る場合の助成	(1)自費診療定額補助、(2)PGT-Aの助成後の自己負担額から、高額療養費限度額適用区分の「ひと月の上限額」を引いた、自己負担額の1/2を助成	（1）の助成回数に準ずる。

※1 助成回数は、令和4年度以降に受けた県の自費診療aの助成を受けた回数を含みます。

③ 「自費診療で実施された生殖補助医療への助成」の(3)自己負担軽減補助について

自己負担軽減補助は、(1)自費診療定額補助、(2)PGT-Aの**助成後の自己負担額**が、高額療養費制度[※]を利用した「高額療養費適用区分ひと月の上限額」を上回る場合の助成です。

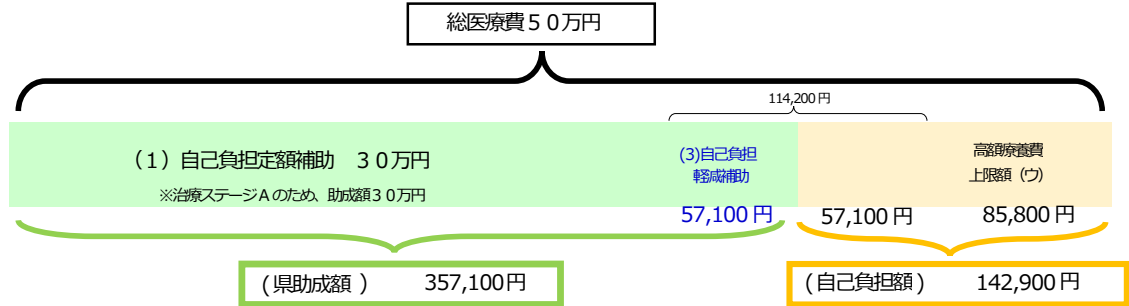
【高額療養費適用区分別ひと月の上限額】

適用区分	ア	イ	ウ	エ	オ
ひと月の上限額	270,300円	179,100円	85,800円	61,500円	36,900円

※高額療養費制度：保険適用の治療を受けた際医療費の負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1か月で上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度です。上限額は、年齢や所得に応じて定められています。

<助成イメージ例>

【総医療費が50万円だった場合】※高額療養費限度額適用区分（ウ）で治療ステージA（PGT-Aなし）の場合



- (総医療費)－(自己負担定額補助)－(PGT-A)＝500,000円－300,000円－0円＝**200,000円**
→200,000円は高額療養費適用区分『ひと月の上限額』を越えているため、**自己負担軽減補助申請可能**
- **200,000円**－(高額療養費上限額)＝200,000円－85,800円＝114,200円
自己負担軽減補助＝114,200円÷2＝**57,100円**
- ★**県助成額**＝自己負担定額補助＋PGT-A＋自己負担軽減補助＝300,000円＋0円＋57,100円＝357,100円

【助成対象範囲】 ※別表2体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治療内容		採 卵 ま で			採 精（夫）	（前培養・媒精（顕微授精）・培養） 受 精	胚 移 植						妊娠の確認 （胚移植のおおむね2週間後）	助成対象範囲
		薬品投与（点鼻薬） （自然周期で行う場合もあり）	薬品投与（注射） （自然周期で行う場合もあり）	採 卵			新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植				
							胚移植	黄体期補充療法		薬品投与 （自然周期で行う場合もあり）	胚移植	黄体期補充療法		
平均所要日数		14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日		7～10日	1日	10日	1日	
A	新鮮胚移植を実施													助成対象
B	凍結胚移植を実施*													
C	以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施													
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了													
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止													
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止													
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止													対象外
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止													

県内の実施医療機関

日本産科婦人科医会 ART 登録医療機関（鳥取県）

医療機関名	住 所	電話番号
タグチ I V F レディースクリニック	〒680-0003 鳥取市覚寺 63-6	0857-39-2121
さくらレディースクリニック田園町	〒680-0803 鳥取市田園町 2-155	0857-25-4103
医療法人社団ミオ・ファティリティ・クリニック	〒683-0008 米子市車尾南 2-1-1	0859-35-5212
鳥取大学医学部附属病院	〒683-8504 米子市西町 36-1	0859-38-6642
彦名レディスライフクリニック	〒683-0854 米子市彦名町 2856-3	0859-29-0159

※先進医療は、医療機関ごとに実施可能な内容が異なりますので、具体的には受診される医療機関へお尋ねください。
※県外の医療機関を受診された場合でも、申請は可能です。

申請期間

※申請期限を過ぎたものは受付できません。

助成金は、原則、申請しようとする一回の治療期間の治療終了月から7か月後の月末までに申請してください。

【申請例】

治療終了日の属する月	申請期限
令和8年4月	令和8年11月末まで
令和8年9月	令和9年4月末まで
令和9年2月	令和9年9月末まで

※例年、1～3月は申請が集中します。市町村の助成金申請に県の交付決定通知書が必要な場合や、書類不備等で期限内に受付が出来ず、申請不可となったケースもありますのでご注意ください。

提出書類

チェック欄	提出書類	備考
☐	①鳥取県不妊治療費助成金交付申請書兼実績報告書 (様式第1号)	申請者が記入 ※申請者は夫と妻のどちらでも良いですが、原則、口座名義人と同じ方としてください。金額欄の記載について、ご不安があれば申請手続きの際に担当者をご確認のうえ、ご記入ください。
☐	②不妊治療受診証明書 (様式第3号)	医療機関に記載を依頼してください
☐	③生殖補助医療に係る領収書等の写し	医療機関が発行 (原本をコピーしてください) ※先進医療の申請は、先進医療にかかった費用の領収書の写しを提出してください。領収書の写しに先進医療費が明記されていない場合は、明細書もあわせて提出してください。自費診療の場合②の受診証明書に領収年月日と合計金額が記載されていますので、提出漏れがないよう、ご確認ください。院外処方がある場合は、薬局の領収書・処方内容の記載のある明細書を提出してください。
☐	④夫婦の住民票 (「続柄」と「筆頭者」の記載があり、 「個人番号(マイナンバー)」の記載がないもの)	市町村役場が発行 (発行日から3ヶ月以内のもの) ※夫婦が別の住所に居住している等、住民票では夫婦関係の確認ができない場合は、以下の提出も必要です。 ●法律婚の場合：戸籍謄本 (又は抄本) ●事実婚の場合：両人の戸籍謄本 (重婚がないことの確認) ※戸籍謄本(抄本)は、発行日から6か月以内のものを提出してください ※戸籍謄本は本籍地以外の市区町村窓口でも取得可能です ※国籍要件はありませんが、外国人の方は「外国人登録原票記載事項登録証明書」(又は住民票)が必要です。
☐	(事実婚関係の方のみ) 事実婚関係に関する申立書 (様式第4号)	両人が必ず 自署 することで、申立書とみなすこととします。
☐	(出産等を経て、これまで受けた助成回数をリセットする方) 子どもが出生したことが分かる書類 → 詳細はP5【Q&A】4をご覧ください。	※妊娠12週以降に死産に至った場合においても、死産届の写し等の確認により助成回数がリセットされます。
☐	(自己負担軽減補助を申請する方のみ) 妻の高額療養費限度額認定証の適用区分を証明するもの	● 来所申請の場合 ：高額療養費限度額適用認定証(有効期限内のもの)の写し又は、マイナポータルで限度額認定証の適用区分確認 (マイナポータルで申請をされる場合：事前にお持ちのスマートフォンにマイナポータルをインストールし、マイナンバーカードにて高額療養費限度額の適用区分が表示されるか確認してください。申請時に、スマートフォンとマイナンバーカードをご持参いただき、高額療養費限度額の適用区分を表示いただきます。) ● 郵送申請の場合 ：高額療養費限度額認定証(有効期限内のもの)の写し

当事業の交付申請をお考えの方は、このお知らせをよく読んでいただき、制度についてご不明な点・疑問点等ございましたら、必ず下記までお問い合わせください。(治療内容・申請時期等によっては、助成が受けられない場合があります。)

申請・問合せ先

お住まいの地域	機 関 名	住 所	番 号
倉吉市、東伯郡	中部総合事務所 倉吉保健所 健康支援総務課 健康長寿担当	〒682-0802 倉吉市東蔵城町2	☎ 0858-23-3143 FAX 0858-23-4803
米子市、境港市 西伯郡、日野郡	西部総合事務所 米子保健所 健康支援総務課 健康長寿担当	〒683-0054 米子市花町1丁目160	☎ 0859-31-9319 FAX 0859-34-1392
鳥取市、岩美郡 八頭郡 (*)	鳥取市役所 健康こども部 こども未来課	〒680-0845 鳥取市富安2丁目138-4 (駅南庁舎1階)	☎ 0857-30-8239 FAX 0857-20-3907

(*) 申請様式や提出書類は、鳥取市の定めによります。詳しくは直接お問い合わせください。

Q&A よくある質問

Q 1 : 夫婦の住民票は、毎回提出しなければいけませんか？

A 1 : 法律婚のご夫婦については、前回提出した**住民票の発行日が3ヶ月以内の場合に限り**、提出を省略できます。
事実婚関係のご夫婦については、両人の住民票と戸籍謄本の提出が**申請の都度必要**です。

Q 2 : 複数回の治療をまとめて1回分として申請することはできますか？

A 2 : 1枚の申請書で申請できるのは、1回の治療期間に係る治療のみです。
一度に複数回の治療の申請を行う場合は、それぞれの治療ごとに申請書を記入していただく必要があります。

Q 3 : 既に申請した治療よりも前の治療のものを後から申請することはできますか？

A 3 : 既に申請をした治療よりも前に終了していた治療のものを後からでも申請できます。

Q 4 : 子どもの出産後初めて申請する場合（回数リセットの場合※）、追加で必要な書類はありますか？

※これまでになし治療費助成金の申請をしたことがあり、出産（または妊娠12週以降の死産）を経た方。

A 4 : お子さんの出生が確認できる以下のいずれかの書類の提出が必要となります。

具体例：（出産の場合） ●出生した子の住民票 ※「続柄」と「筆頭者」の記載があり、「個人番号（マイナンバー）」の記載がないもの
●戸籍謄本
●母子健康手帳 等
※出生した子の住民票については、P4 提出書類の「④夫婦の住民票」に子の記載があれば、別途、提出は不要です。
（死産の場合） ・死産届の写し 等

Q 5 : 助成金を受けた場合、確定申告の医療費控除は受けられますか？

A 5 : 本助成金は、確定申告の医療費控除の「保険金などで補てんされる金額」に該当し、1年間にかかった医療費から助成金額を差し引いた額が医療費控除の対象となります。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

Q 6 : 申請してから助成金が振り込まれるまで、どれくらいかかりますか？

A 6 : 申請から助成金の振り込みまで、概ね1ヶ月程度です。（原則、申請受理日から20日以内に交付決定の承認可否について文書で通知を行い、交付決定通知から1～2週間後に助成金が振り込まれます）。
ただし、書類に不備がある場合、申請が混み合っている場合は、これより時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

Q 7 : 振込口座にゆうちょ銀行を指定する場合、口座振込依頼書の支店名には何を記載すればよいですか？

A 7 : 支店名には、**振込用の店名**（漢数字3桁）を記載してください。また、口座番号は、**振込用の口座番号**7桁を記載してください。
（※通帳に記載されている「記号 番号」の「番号」とは異なる場合があります）。
なお、振込用の店名、口座番号が不明な場合は、ゆうちょ銀行窓口にお問い合わせいただくか、ゆうちょ銀行のホームページでご確認ください。

Q 8 : 過去の助成歴がわかりません。

A 8 : 過去に申請をされた窓口へお問い合わせください。

Q 9 : 保険が適用される場合、高額療養費制度の対象となりますか？

A 9 : 保険診療の場合は高額療養費制度の対象となり、治療費が高額な場合、月額上限もあります。具体的な上限額や手続きは、ご加入の医療保険者（国民健康保険にご加入の方は、お住まいの市町村の担当窓口）にお問い合わせください。

Q 10 : 自分で保険に加入している場合、助成金の交付対象外となりますか？

A 10 : 任意で加入されている生命保険等を受領される場合でも、県の助成は交付対象となります。